

令和２年１０月２３日
在デンマーク日本国大使館

１０月２６日から集会上限人数を１０人に引き下げ
１０月２３日フレデリクセン首相記者会見要旨
(新型コロナウイルス関連情報)

【ポイント】

- １０月２６日から１１月２２日まで集会上限人数を５０人から１０人までに引き下げ
- １０月２９日から１月２日まで、スーパーマーケットなど屋内の公共の場でマスク着用を義務化
- 現行の制限措置（可能な限りの在宅勤務、飲食店の営業２２時まで等）を１月２日まで延長

１ フレデリクセン首相の記者会見要旨

１０月２３日、フレデリクセン首相は記者会見を行い、「集会禁止の上限人数を５０人から１０人に引き下げる」「マスク着用義務をスーパーマーケットなど屋内の公共の場に広げる」などの更なる規制強化について発表しました。記者会見の主なポイントは以下のとおりです。

- コロナはまだ収束しておらず、勢いを増している。
- デンマーク全体で、昨日は７６０人、本日は８５９人の新規感染者が確認された。ＥＵ全体でも感染が広がっており、先週の欧州理事会でも共通の懸念につき議論された。
- この状況が続けば、デンマークでもコロナをコントロール下に置くことが出来なくなるリスクがある、そのため、新たな措置を発表する。
- 政府は、企業活動、仕事、学校、店舗、文化活動などは引き続きオープンにする方針である。
- その一方で、プライベートな社会活動、パーティーなどの活動は縮小する必要がある。
- 現行の制限措置（公務員及び民間企業の可能な限りの在宅勤務、飲食店の営業時間２２時まで等）を、１月２日まで延長する。
- １０月２６日から１１月２２日まで、以下の新たな措置を導入する。
集会の上限人数を５０人から１０人に引き下げ
個人宅においても、集まる人数は最大１０人とすることを推奨。

個人がプライベートで接触する人の数は１０人を超えないことを推奨（世帯、職場、各種施設、レジャー活動等で接触する人を除く。）

●１０月２６日から１月２日まで、以下の新たな措置を導入する。

２２時以降のアルコール販売禁止

外国からデンマークの職場への労働力受け入れを制限

●１０月２９日から１月２日まで、マスク着用義務をスーパーマーケット、ショッピングセンター、小売店、映画館、文化・スポーツ施設、教育施設など、屋内の公共の場に拡大する。

●制限により影響を受ける企業の救済のため、更なる経済補償を準備する。

●感染が収まれば、制限の緩和を検討する。また逆に感染が増加すれば、更に制限を厳格化する必要性が生じる可能性もある。

（同会見に伴う保健・高齢省のプレスリリース・デンマーク語）

<https://sum.dk/Aktuelt/Nyheder/Coronavirus/2020/Okttober/~media/Filer%20-%20dokumenter/Oversigt-over-tiltag-okt2020.pdf>

２ 感染者数

１０月２３日（金）１４時発表のデンマーク本国の新規感染者数は８５９名となり、１日当たりの新規感染者数が２日連続で過去最多を記録しました。引き続き感染防止に十分ご注意ください。詳細は以下のとおりです。

（出典：デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島政府、グリーンランド自治政府の最新発表）

<https://www.ssi.dk/sygdomme-beredskab-og-forskning/sygdomsovervaagning/c/covid19-overvaagning>

感染者数 合計 ３９，１２９名（前日比＋８６０）

死亡者数 合計 ６９７名（前日比＋３）

治癒者数 合計 ３１，７８４名（前日比＋４１８）

デンマーク ３８，６２２名（前日比＋８５９）（死亡者６９７名，入院者１２５人，治癒者数３１，２９５名）

フェロー諸島 ４９０名（前日比＋０）（死亡者０名、治癒者数４７３名）

グリーンランド １７名（前日比＋１）（死亡者０名、治癒者数１６名）

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館ＨＰ等でご確認ください。

（デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語）

<https://coronasmitte.dk/>

(同：英語)

<https://coronasmitte.dk/en>

(在デンマーク日本国大使館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#ad-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

また、来館時にサーマルカメラにて、非接触型の検温を行っております。体温が著しく高いと認められた方には入館をご遠慮いただく場合がありますので、ご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国(一時帰国を除く)された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班
ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届(3か月以上滞在される方)／「たびレジ」(3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。